

船舶検査の方法の一部改正について

1. 背景

海難事故防止、船員労働環境の改善、職場の魅力向上への期待から、近年自動運航船に注目が集まっているところ、自動運航船の 2030 年頃までの本格的な商用運航の実現を目指し、「自動運航船検討会」を通じて国内制度の検討・整備を進めている。

これまで自動運航船に関する明確な安全基準は規定されてこなかったが、自動運航船検討会にワーキンググループ（以下「WG」）を設置し、専門家等によりこれらの検討がされ、本年 5 月 30 日に船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の改正を行った。また、本年 6 月 3 日の第 5 回自動運航船検討会において、船舶検査心得及び自動運航システム等の検査方法が承認されたことを受け、以下概要のとおり、自動運航システム等の検査の方法を定め、船舶検査の方法を改正する。

2. 概要

- （1）自動運航船検討会及び WG の検討を踏まえ、自動運航システム等の検査の方法を新たに定める。【国海査第 100 号】
- （2）上記（1）に関連して、船舶検査の方法 A 編以下各編を改正する。【国海査第 102 号】
- （3）その他所要の改正【国海査第 102 号】

3. 施行日

令和 7 年 6 月 30 日